

事務連絡
令和6年3月27日

介護予防・日常生活支援総合事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様

みよし広域連合介護保険センター所長
(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業費単位数の送付について（通知）

日頃は、介護保険制度の適切な運営にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月18日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その4）」において、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表（R6.4.1）（案）」が示されたところですが、国の基準を基に、下記のとおり単位数を設定しましたので、通知いたします。

記

1 主な改正内容

(1) 訪問型サービス

- イ 各種加算の追加、単位数の見直し（ホームページ参照）。
- ロ 原則、回数による算定を行うこととする。
- ハ 月当たり上限を回数から単位数（従前相当・緩和型サービスA合わせて **3,727単位/月**）に見直す（別途通知を送付予定）。

(2) 通所型サービス

- イ 各種加算の追加、単位数の見直し（ホームページ参照）。
- ロ 緩和型サービスAにおいて、従前相当サービスと同様の加算を算定可能とする（若年性認知症利用者受入加算を除く）。

(3) 介護予防ケアマネジメント

- イ 各種加算の追加、単位数の見直し（別紙参照）。

2 単位数表

みよし広域連合ホームページ「令和6年度介護報酬改定について」を参照

<https://www.miyoshikouiki.jp/docs/2024031500016/>

3 基本報酬

(訪問型サービス・従前相当)

		単位数			単位数	
1月当たり	週1回程度	1,176 単位	⇒	1月当たり	廃止	—
	週2回程度	2,349 単位				
	週2回を超える程度	3,727 単位		1月当たり	週2回を超える程度	3,727 単位

※原則、1回当たり（下表）の単位数を使用するが、1月当たりの上限単位数（3,727単位）を超える場合に使用する

		単位数			単位数	
1回当たり	月1回～4回	268 単位	⇒	1回当たり	標準的なサービス (身体介護)	287 単位
	月5回～8回	272 単位				
	月9回～12回	287 単位		1回当たり	短時間の身体介護	163 単位
	短時間の身体介護	167 単位				

※従前相当サービスと緩和型サービスAを合わせて3,727単位/月まで算定可能

(訪問型サービス・緩和型サービスA)

		単位数			単位数	
1回当たり	月1回～4回	228 単位	⇒	1回当たり	標準的なサービス (生活援助)	244 単位
	月5回～8回	231 単位				

※従前相当サービスと緩和型サービスAを合わせて3,727単位/月まで算定可能

(通所型サービス・従前相当)

		単位数			単位数	
1月当たり	要支援1・事業対象者	1,672 単位	⇒	1月当たり	要支援1・事業対象者	1,798 単位
	要支援2・事業対象者	3,428 単位		要支援2・事業対象者	3,621 単位	

		単位数			単位数	
1回当たり	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	384 単位	⇒	1回当たり	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	436 単位
	要支援2・事業対象者 (月 <u>5</u> 回～8回)	395 単位		要支援2・事業対象者 (月 <u>1</u> 回～8回)	447 単位	

(通所型サービス・緩和型サービスA)

		単位数			単位数	
1回当たり	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	346 単位	⇒	1回当たり	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	392 単位
	要支援2・事業対象者 (月 <u>5</u> 回～8回)	356 単位		要支援2・事業対象者 (月 <u>1</u> 回～8回)	402 単位	

(介護予防ケアマネジメント)

	単位数			単位数
1月当たり	438 単位	⇒	1月当たり	442 単位

4 その他留意事項

(1) サービスコードについては、令和6年4月下旬にホームページに掲載予定です。

(2) 単位数について、変更があった場合は別途通知を送付いたします。

みよし広域連合介護保険センター
担当 地域支援係
TEL0883-76-0030 FAX0883-76-0033